

「虹の音楽会」規約

令和2年4月1日 現在

〔名 称〕 1. 本会の名称を「虹の音楽会」とする。

〔目 的〕 1. 本会は音楽家と音楽愛好者の会である。
2. 名曲を集めた親しみやすい演奏会を催す事で、演奏者、音楽愛好者共々音楽を身近に楽しみ、かつ地域の文化の発展に貢献する。

〔組 織〕 1. 本会は委員のボランティアによって、運営される。
・委員は代表・副代表・顧問・監事・会計・会計監査・運営委員で構成する。
2. 本会概要
・運営委員会は必要に応じて、随時開く事ができる。
・本会には 愛好者・洋楽・邦楽の部門がある。

〔会費及び会計〕

1. 本会の経費は、会費及び賛助会費、その他の収入による。
2. 会員は次の会費を納入するものとする。
年会費： 高校生以上 2,500 円、 5 歳～中学生 1,000 円
賛助年会費： 一口 10,000 円
3. 会費は、ファミリーコンサート及び運営資金にあてる。
4. 入会は随時できる。退会の場合、既納の会費は返還しない。
5. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
収支は年度毎に決算し総会で報告する。但し、運営委員会にて総会を兼ねることも可能とする。

設立年月 昭和61年6月